

令和5年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和6年1月19日（金）午後1時～1時45分

2. 場 所 名張市役所 3階 305会議室

3. 出席者 委員 辻 陽
同 中野 栄蔵
同 高嶋 雅子
同 田中 友康
(竹谷 和也 委員 欠席)

4. 審査事項

- 4-1 公文書公開決定及び不存在決定について（名張市長）
- 4-2 公文書部分公開決定について（名張市長）
- 4-3 保有個人情報不存在決定について（名張市長）

5. 審査内容

4-1 公文書公開決定及び不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る公文書公開請求書は、令和4年7月13日に提出されている。請求内容は、「名張市が一部の来庁者に行っている接遇や応対や公務を行う又は行ってはいけないと定めた公文書」及び「当該の接遇や応対を来庁者や庶民全員に行っている事がわかる公文書」である。請求書に記載の具体的な接遇や応対は以下のとおり。

① 令和4年6月7日付け 名総総第150号、令和4年6月3日付け 名都計第167号、令和4年6月3日付け 名農委第88号の対象となる審査請求は別々だが、それぞれの補正命令や反論書の提出に関する通知文に対して、3件とも令和4年4月27日付けで審査請求したとあるが、番号等は記載が無い。その事を指摘され、名張市 総務室が謝罪と今後の改善を行う旨の連絡を行った。しかし、その後も名企第148号で同様に審査請求日のみを記載し、基になる決定の番号を記載しないで、相手に対して混乱を起こす公務を継続している。公務において改善も無く、ただ無茶苦茶な公務を繰り返す。

② 秘書広報室に電話をし、室長（もしくは担当者）不在の為に折り返し

の電話をお願いした際に、電話を折り返すには相手の電話番号を聞く必要があるが、電話番号を聞こうとしない。めんどくさそうに電話を切るという、相手に対して大変失礼で、社会人としての常識の無い電話応対を行う。

③ 名張市の市民相談室に、名張市職員の公務が無茶苦茶であり、大変失礼であり、来庁者を愚弄しており、来庁者を差別しているとお伝えし、市長からの面談による直接の謝罪を求められてもその回答もしない。

④ 令和4年6月9日付け 名人研第265号にて公開決定した公文書を請求者に公開する際に、名張市の職員の接遇に関する教育の責任者である人事研修室長が、無茶苦茶な接遇、失礼な接遇、相手を愚弄している接遇、相手を差別している接遇等、名張市の職員の接遇に問題ある事が検証されているのに、自分には責任が無いがごとく他人事の様淡々と説明するだけで、職務上の責任を放棄している。

また、これに併せて、「電話をする、名札をするという事等からはじまって、社会人としての常識も組織で守れないような名張市役所の職員が、公務でどうして公正な判断が出来ると言えるのか、その根拠」の公開も求めている。

この請求に対し、実施機関である名張市は、同年8月5日付けで②及び③にあたる公文書を「不当要求行為等対応マニュアル」と特定し公開決定、「名札をするという事等も組織で判断出来ない名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠」にあたる公文書を「名張市職員のサービスの宣誓に関する条例」と特定し公開決定し、これらの決定以外については、公文書を作成していないとして不存在決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年11月17日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、これは農業委員会に提出された、本件とは別の公文書公開請求についての主張と思われるが、「農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、代わりに名張市が保有している公文書を公開すること」、また、名張市の不存在決定について、「請求書に記載の接遇等を現に行った部署から個別に通知し、公務の説明を行うこと」、併せて、「名札をするという事等も組織で判断出来ない名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠」について公開等の決定がなされていないとして、該当する公文書の公開を求めている。

この主張に対し、名張市は、令和5年1月17日付けの弁明書にて、「本件決定を取り消すには、本件決定の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していない。農業委員会の決定は他の実施機関の処分であるから、本件審査請求で求めることができるもの

ではなく、また、職員全般の対応に係る公文書公開請求に対し、各部署が個別に不存在決定を行わなくとも違法ではないため、審査請求人の主張は不合理である。なお、名張市役所の職員が公務で公正な判断が出来るとする根拠については、名張市職員のサービスの宣誓に関する条例を公開決定し、その写しを交付しているため、本件決定を取り消す理由はない」と主張している。

その後、令和5年2月8日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年10月4日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 本件審査請求は、同審査請求人による過去の審査請求と同様の主張が繰り返されているため、当審査会で既に審査し、答申した内容である。
- イ 過去の答申と同様、実施機関の決定は妥当である。
- ウ 当審査会における審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第70号)

4-2 公文書部分公開決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る公文書公開請求書は、令和5年4月13日に提出されている。請求内容は、「地域づくり組織条例の運用に関わるすべての書類」であり、実施機関による聴き取りから、具体的に複数の公文書が特定されているが、このうち本件審査請求に係るものは「公文書公開請求の対応に係る業務相談の記録（地縁団体の認可について違法かの記載があるもの）」である。

この請求に対し、実施機関である名張市は、同年4月27日付けで公文書非公開決定を行ったものの、これを取り消し、同年8月21日付けで部分公開決定を行っている。この内、審査請求に係る非公開部分は「地縁法人の認可年度」及び「住民数及び実行委員数」であり、これを非公開とする理由は、「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとしている。

この決定を不服とし、審査請求人は同年8月22日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、「住民数や実行委員数は地方自治に関わる重要な事柄であり、公にすることによって法人の権利や利益を害することもないため公開を求める」というものである。

この主張に対し、名張市は、同年9月11日付けの弁明書にて、「本件文書には、特定の認可地縁団体の違法性について指摘する記載があり、当該団体を容易に特定し得る情報である認可年度や住民数、実行委員数を公開すれば、当該団体が構成員の信用を失い、団体の正当な利益を害するおそれがあるため、本件決定に取り消されるべき違法な点はない」と主張している。

なお、この弁明に対する審査請求人の反論書は提出されなかった。

(2) 審査内容

上記説明を受け、実施機関への質疑を交え審査を行った。

- ア 本件文書には特定の認可地縁団体の違法性について指摘する記載があるとのことから、当該団体の利益を害することのないよう、当該団体を特定できる部分を非公開とすることは理解できるが、認可年度、住民数、実行委員数から当該団体を特定できると判断した理由は。
- 認可地縁団体は、認可を受けるとその旨を告示されるが、当市では3団体しか認可されていないため、認可年度や住民規模等を公開すれば、当該団体を特定することは可能と判断した。
 - イ 仮に、認可年度と住民数のみを非公開とし、実行委員数を公開した場合、当該団体を特定することは可能か。
 - 即答はできないが、実行委員体制を取っているのは3団体の内2団体であり、決定時には実行委員数も非公開とすべきと判断した。
 - ウ 市内の認可地縁団体が3団体、その内実行委員体制を取っているのは2団体しかないとあれば、その数自体が極少であるため、わずかな情報でも他の情報との組み合わせにより当該団体を特定できる恐れがあるという主張は支持できる。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第71号)

4-3 保有個人情報不存決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和4年1月4日に提出されている。この請求に係る公開等決定の一部は、同年2月17日に行われており、

当該決定に対する審査請求に係る諮問は、令和4年度第2回の当審査会で既に審査し、答申しているところである。本件は、実施機関が当初の決定時に特定した文書に不足があったことを認め、追加で行った決定に対する審査請求である。

請求内容は、「自分たちの都合が悪いことは隠蔽してメールを送る等する規則」、「市職員と外部の癒着が判明するのが嫌だから虚偽の言い訳のメールをする規則」、「虚偽の回答をする規則」、「市職員や関係者に振り込まれた金銭の金額と振込先の口座」、「癒着があっても調査をしない、癒着を隠すために調査をしない、癒着がばれるとまずいから調査をしないという決裁文書」、「隠蔽する、調査しないということを行っていいのか、悪いのか、なぜ行ったのかがわかる文書」である。

この請求に対し、実施機関である名張市は、いずれも作成・取得しておらず、保有していないとして、同年8月19日付けで不存在決定を行っている。

この決定を不服とし、審査請求人は同年11月17日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、「当該決定は期限を過ぎているため取り消すこと」「名張市及び名張市農業委員会の情報公開条例及び個人情報保護条例の取扱いの不備を改めること」である。

この主張に対し、名張市は、令和5年1月17日付けの弁明書にて、「本件決定を取り消すには、本件決定の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような個人情報の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していないことから、本件決定を取り消す理由はない」と主張している。

その後、同年2月8日付けで審査請求人からの反論書の提出、同年11月28日に実施された審査庁への口頭意見陳述があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 実施機関の決定は妥当である。
- イ 審査請求人の主張する決定の期限については、実施機関の不備によるものであるが、現に文書が存在しない以上、本件決定が覆るものではなく、決定期限に係る不備のみをもって本件決定の取消しを主張できるものではない。
- ウ 当審査会における審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められな

い。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。
(答申第72号)

6. その他の事項

名張市の個人情報漏えいについて

(1) 市民部 保険年金室からの報告

令和5年10月17日、平成27年度から平成29年度にかけて名張市が特定健診等受診勧奨コールセンター業務を委託していた三重県国民健康保険団体連合会から、再委託先である株式会社NTTマーケティングアクトProCXから個人情報が流出し、流出した情報の中に名張市の個人情報が含まれている可能性があるとの連絡を受けた。

概要としては、再委託先が利用するコールセンターシステムの運用保守業務従事者（NTTビジネスソリューションズ元派遣社員。現在は派遣会社から退職済）が、システム管理者アカウントを悪用し、個人情報が保管されているサーバにアクセスして、業務で使用していた端末等から、個人情報を不正に持ち出し、第三者に流出させていたものであり、流出件数は約900万件である。その内当市の件数は2,026件、内容は住所、氏名、生年月日、性別、電話番号である。流出した個人情報の本人へは、令和5年12月26日付けのお詫び文書の送付をもって通知した。

現在、名張市はコールセンター業務委託を行っていないが、再発防止策として、再委託先が利用するコールセンターシステムの構成の変更（中継サーバの設置）や、管理監督者以外による運用保守端末からのデータ持出し不可設定などの再発防止対策の実施を三重県国民健康保険団体連合会が確認したと報告を受けている。